

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

iii 社会福祉法人会計基準移行前のファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は社会福祉事業のみであるため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

当法人は公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人本部

②障害者支援施設 あいの里

・「施設入所支援」

・「生活介護」

・「短期入所」

・「日中一時支援」

③障がい者支援センター ひまわり

・「就労継続支援B型」

・「就労移行支援」

④陽だまり

・「共同生活援助」

⑤サポートセンター たいよう

・「相談支援」

⑥ひかり

・「共同生活援助」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,849,915	0	0	15,849,915
建物	564,440,011	700,272	32,195,305	532,944,978
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	581,289,926	700,272	32,195,305	549,794,893

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	15,849,915	0	15,849,915
建物(基本財産)	884,861,455	351,916,477	532,944,978
構築物	36,999,951	13,769,614	23,230,337
車輛運搬具	54,253,334	38,251,242	16,002,092
器具及び備品	47,437,240	30,718,527	16,718,713
有形リース資産	6,324,700	1,264,940	5,059,760
権利	1,203,000	514,616	688,384
その他の固定資産	2,448,905	2,370,375	78,530
合計	1,049,378,500	438,805,791	610,572,709

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし